

活動成果報告書

令和4年度（第26回）「チヨダ地域保健推進賞」

活動テーマ

豊中市新型コロナウイルス感染症に関するこころのケア相談事業
～「コロナこころのケアダイヤルとよなか」について～

グループ名称・氏名(グループの場合は代表者名)

豊中市保健所

代表者：大坪 新

勤務先：豊中市保健所

所 属：健康医療部 保健予防課 精神保健係

所在地：〒561-0881

大阪府豊中市中桜塚4-11-1

TEL：06-6152-7315

FAX：06-6152-7328



◇活動方針

市保健所が実施している「こころの健康相談」は住民の精神保健福祉に関する相談窓口として、精神的な不調や病気に関する相談やこころの問題に関わるさまざまな相談に対応している。しかし、新型コロナウイルス感染症のまん延とその対策の影響を受けて、多くの市民が日常生活や仕事などに不安やストレスを抱えて生活していることから、こころの不調やうつ病等の精神疾患の発症につながるものが危惧された。市民の不安やストレスの軽減、うつ病や精神疾患の予防と早期発見・早期治療につなげることで、こころのケア体制の充実・強化を図ることを目的とし、専用相談ダイヤルを設置した。

◇活動内容とその成果

【対象者】新型コロナウイルス感染症まん延とその対策の影響を受けて日常生活等に不安やストレスを抱えている市民やその家族等（在勤者含）

【支援内容】

- ①こころの不調やストレス反応等に関する正しい知識の情報提供
- ②不安やストレスへの対処法の助言や支援
- ③うつ病等精神疾患の早期発見と受療支援
- ④問題解決に向けた関係部局・機関の相談事業との連携

【実施体制】令和2年7月1日（水）より「コロナこころのケアダイヤルとよなか」設置

【実施方法】精神保健福祉士等の専門相談員を配置し、フリーダイヤルで無料電話相談を実施

【相談日時】月曜日～金曜日 11時～19時、土曜日 13時～16時（年末年始・祝日を除く）。土曜日は、予約制。*令和3年度より月曜日～金曜日、10時～17時へ変更。

【周知方法】リスティング広告（令和3年まで実施）、市広報誌、市ホームページ、市Twitter、保健所Twitter、保健所Instagram、案内チラシ（医師会、民生委員、市役所、学校、こども園、公民館、図書館、文化館、地域包括支援センター、障害者相談支援センター、薬局、阪急電車等）配架。またコロナ療養患者に対して療養のお知らせとともにチラシも同封した。また大阪府の新型コロナウイルス感染症に関するこころのケアについてホームページにも大阪府内の市町村の対応として本市のダイヤルが掲載されている。

活動成果報告書



R3.4月より日時変更して継続実施しています。

【継続支援の実施】継続支援が必要と判断した場合は、精神保健係の相談員に引継ぐ。

- 【実績】令和2年7月1日～令和3年3月31日 相談件数 295件
- 令和3年4月1日～令和4年3月31日 相談件数 287件
- 令和4年4月1日～令和5年1月20日現在 相談件数 143件

【相談者の状況】

(図1) 月別の相談件数 * ↓は豊中市の波

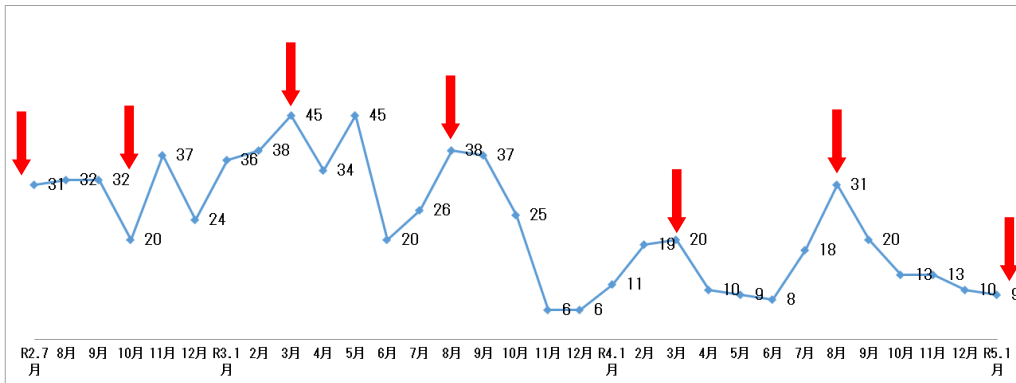
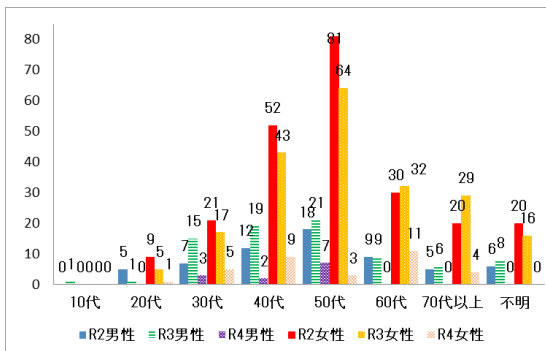


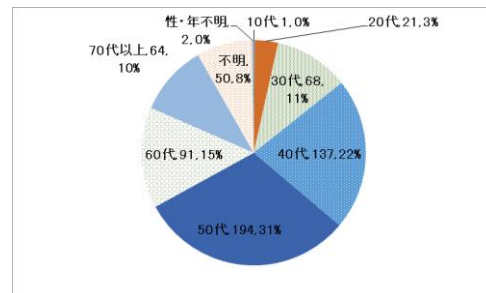
図1に示すように、コロナの感染者数の流行波（赤矢印）の後に遅れて相談件数は増える傾向があった。

徐々にダイヤルに寄せられる相談件数は減少傾向にあるが、「こころの健康相談」でもコロナ関係の相談はあり、新型コロナウイルスに関わる心のケア相談件数（大阪府調べ。大阪市、堺市除く）では、府内で本市の相談件数は最多である。また、専用のフリーダイヤルの相談窓口を設置しているのは大阪府・大阪市・堺市の新型コロナこころの相談窓口と本市のみであり、相談窓口があることで、市民からは相談しやすい体制であると考えられる。

(図2-①) 経年ごとの年代と性別



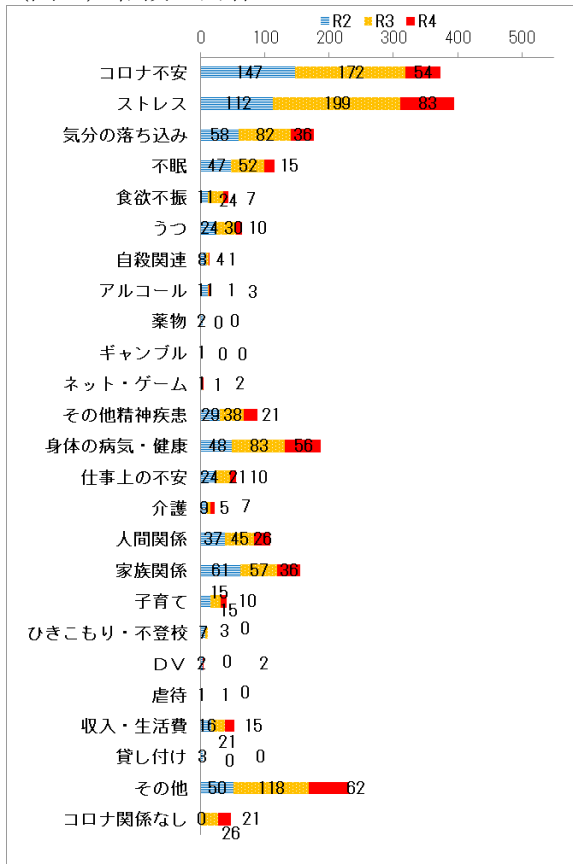
(図2-②) 年代別



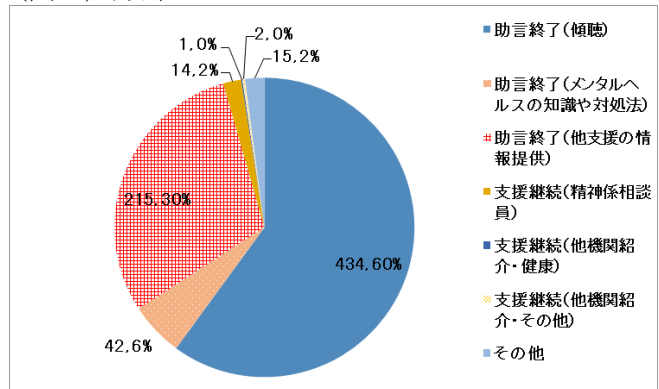
活動成果報告書

相談者の年代と性別では男女ともに50代、40代の順に相談が多かった。また、10代を除き女性が多い。(図2-①) また、相談者の年代別では、50代が194件(31%)、40代が137件(22%)、60代91件(15%)、30代68件(11%)の順に多かった。(図2-②)

(図3) 相談の内容



(図4) 方針



相談の内容は、令和2年度当初は感染等の不安や恐怖、周囲からの偏見などコロナによる影響関連のすべての困りごとの相談があった。令和3年度は「コロナ生活相談窓口」や「とよなかワクチンダイアル」等の窓口が増え、相談内容もある程度こころの相談に絞られてきたが、ストレス、気分の落ち込み、ワクチンの相談が増えた。また、コロナ禍における健康二次被害が懸念されることから、本市では令和4年度より「コロナ健康支援課」や「とよなかコロナ後遺症相談窓口」が設置され、新たな窓口とも連携しながら相談窓口の周知を行った結果、フレイルや後遺症への不安等の相談も増えている。(図3)

相談の方針としては図4のように、助言終了(傾聴)が434件(60%)、助言終了(他支援の情報提供)が215件(30%)であった。また、支援継続等は32件(4.4%)あり、コロナによる経済不安や自殺、子育て・介護問題等の相談について、関係機関と連携しながら継続的な支援に繋がった。

◇今後の計画

本市はフリーダイアルで「コロナこころのケアダイアルとよなか」の専用相談を設置したことで、相談のしやすさから、幅広い相談が寄せられている。相談では、不安やストレス、こころの不調やうつ病等の精神疾患の発症の予防、早期発見・治療につないでおり、市民のこころのケア体制の充実・強化を担っている。また、「感染症コールセンターが繋がらない」、「発生届出の見直しで自分はどうに相談したらいいのか」、「後遺症のしんどさ」や「インフルエンザワクチンとコロナワクチンの同時接種の不安」、「支援策について」、「マスクを外してよいのか」等、国の動向を受けてその都度、様々な疑問や不安、ストレスを感じている市民の相談に対し、傾聴し、相談対応を行っている。

今後、国は新型コロナウイルスの感染症の感染症法の位置づけを5類に移行予定であるが、不安な気持ちや拭えない市民に対し不安やストレスの軽減となるよう、国の動向を注視しながら相談支援の在り方について、検討をしていく。